

第4章 推進体制及び進行管理

目標達成に向けた施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って推進を図るものとします。

なお、国や県及び他市町村、専門の関係団体（茨城県地球温暖化防止活動推進センター、茨城県地域気候変動適応センター）と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組の推進や、情報収集、整理、分析、提供等に努めます。

4.1 推進体制

（1）茨城町環境審議会

本ビジョンの進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「茨城町環境審議会」において、必要に応じて見直しや課題、取組方針等について提言等を行います。

（2）環境保全茨城町民会議

本ビジョンを町民や事業者へ周知し、協働の輪を広げるため、かねてより町の環境保全運動を推進してきた「環境保全茨城町民会議」が、町民・事業者との架け橋となり、取組の強化を図ります。

町民一人ひとりが環境意識を高め、保全活動に参加するために、行政区の代表者である区長への伝達強化をはじめ、環境保全活動の各種サポートを行っていきます。

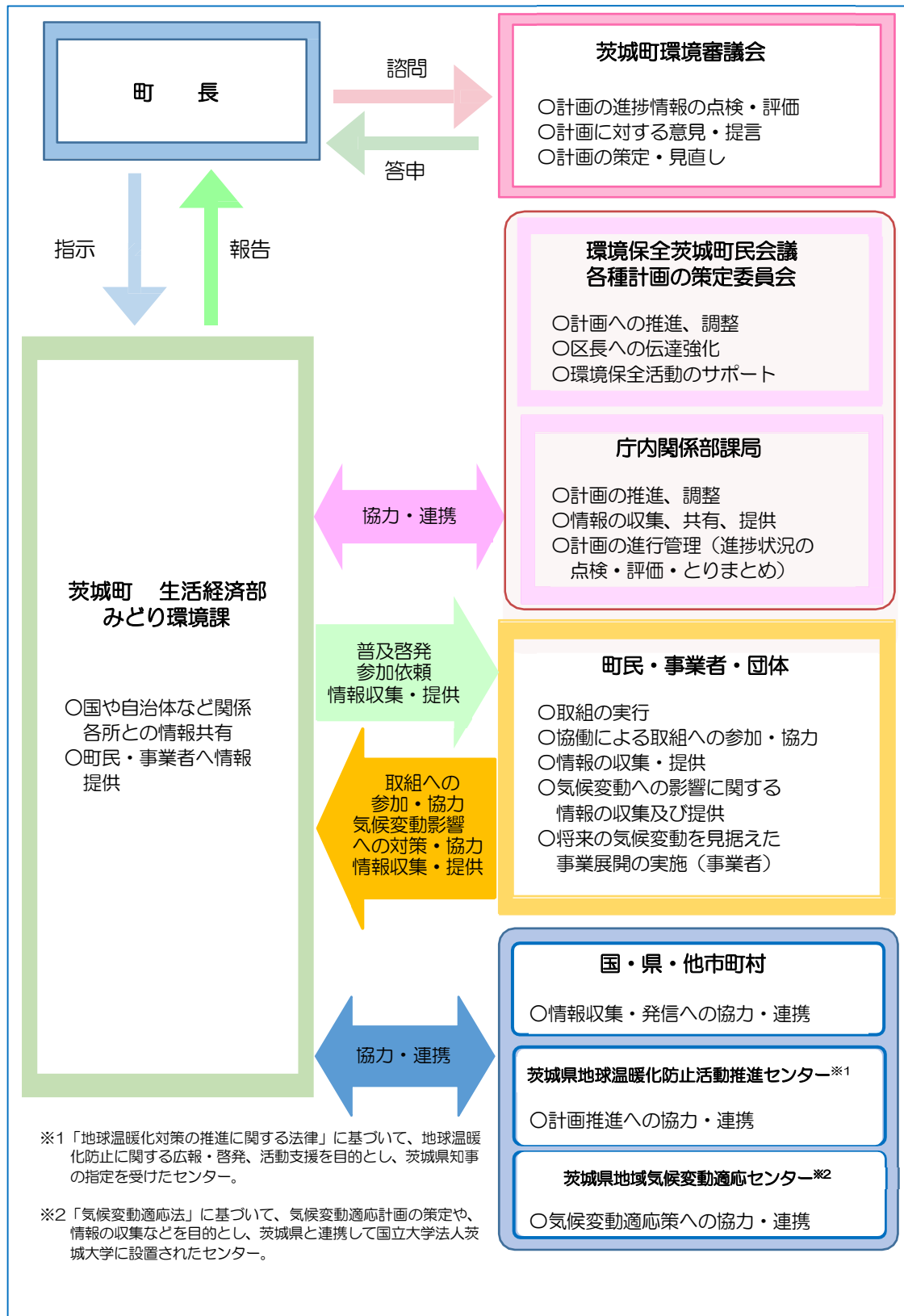
なお、環境保全茨城町民会議は、統一美化キャンペーンや茨城町環境フェスティバルの開催のほか、各種環境保全のための啓発活動などを実施しています。

（3）各種計画の策定委員会

施策を総合的かつ効果的に推進するため、各種計画の策定・改定においては、町で選定した、環境省環境カウンセラー、茨城県環境アドバイザー、町内の事業所、茨城県地球温暖化防止活動推進員、気候変動に関する専門家など、環境に係る専門家で委員会を構成し、様々な角度から検討を行います。

（4）国・県・他市町村等

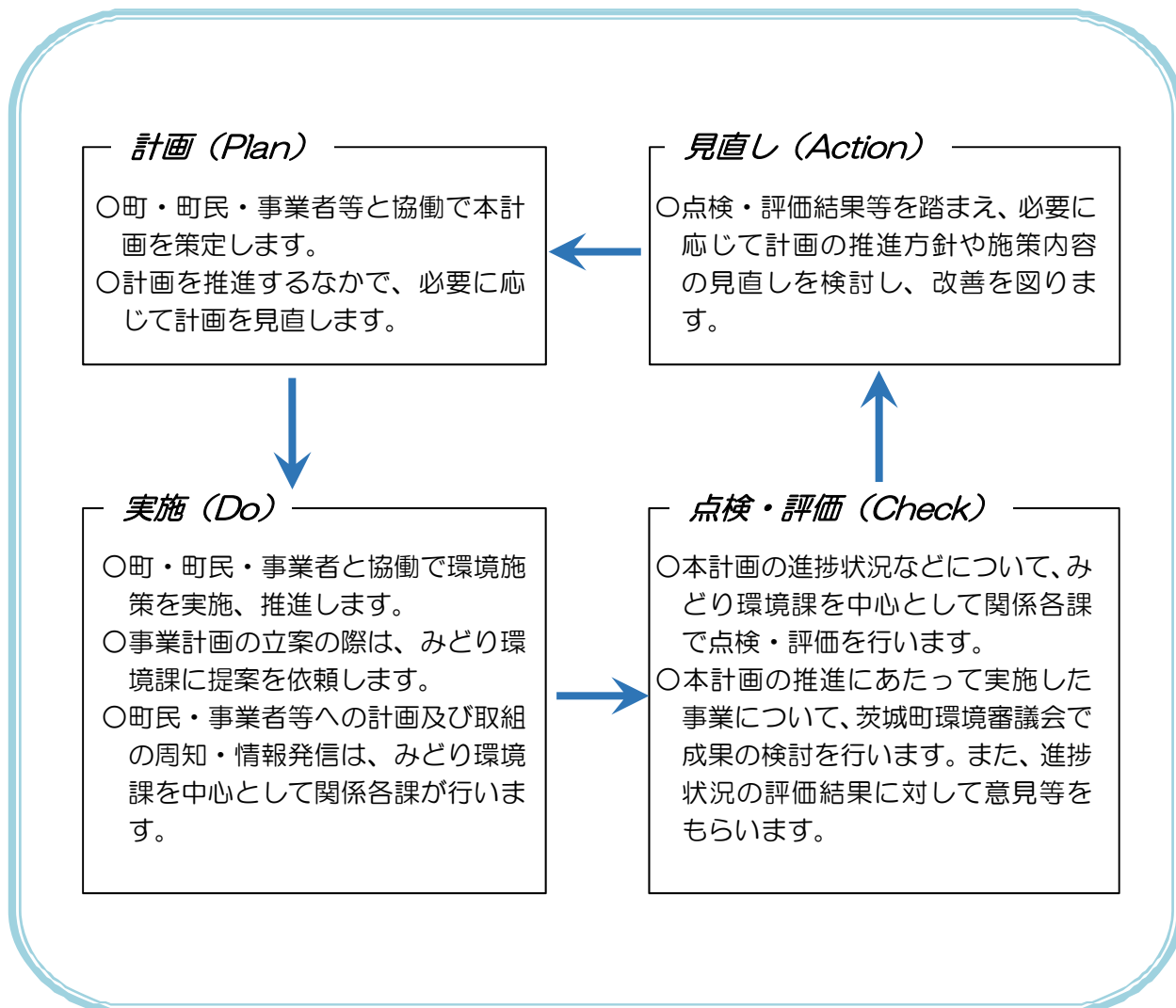
本ビジョンを推進する上で、広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。



計画の推進体制概念図

4.2 進行管理

本ビジョンに基づく施策等の進行管理は、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。



進行管理に関する仕組み